

路政雜感

東京市道路改良費財源に充當する爲に、東京府が徴收してゐる車税を東京市に移付せよとは、随分前からの問題であつて、随か本會も亦之に就て東京府當局に建議したこともあつたが、遂に其の希望は容れられて、東京府は本年度に於て市に對し土木費補助と云ふ名目の下に、年額百萬圓交付することゝ爲つた、當然の事ではあるが、何だか正義の要求が容れられたやうな氣持がする。

東京市は、道路法の規定に依つて、普通ならば東京府が負擔せなければならぬ國道府縣道の維持修繕費を負擔してゐる、然るに其の道路上を運轉して道路損壞の原因を與へてゐる諸車に對する税金は、之を東京府が徴收してゐて甚だ穩當を缺いてゐる、假令車税が物件税であるとしても、

路政僧

國民の觀念は夫れを公平な制度とは見ない、之に依つて東京府も移付要求を容れたのであろうが、年額百萬圓が適當であるかは疑はしい。

東京府豫算中市部雜種税の車税總額を觀ると、百十九萬八百八十五圓を計上してゐる、之を百萬圓と計算して補助金を算定したのかも判らないが、郡部雜種税の中にも亦車税として百十九萬五千三百六十五圓を計上してゐる、是等は郡部に車籍を持つてゐるものに對する課税としても、東京府の郡部は市の勢力の爲に生きてゐるやうなもので、假令車籍は郡部にあつても其の車輛の大部は東京市内道路を利用するものと見積つても不當ではない、若し此考が正當なりとすれば、補助金は尙過少だと云ひ得る、市内の國道

府縣道の總面積は四十六萬坪で之が維持修繕費は一ヶ年三十七八萬圓を要するものであるから、此費用だけは六大都市に限つて負擔する特別負擔金であるが、之だけの費用は今回の補助金で支辨することが出來ても、自動車の利用する道路は國道府縣道に限られてはゐない、全部の道路が利用されてゐるのである、今試みに市負擔に屬する道路維持修繕費を觀ると、昭和二年度の市豫算に計上されたるものに補助額の少いことを感ぜざるを得ない。

固より車税を以て道路の維持修繕費を支辨せなければならぬ理屈があるのでは無いが、假に其の半額を負擔するものとしても、尙約百萬圓位は補助金を増額しても可いのはなからうか、聞く所に依ると其の百萬圓も必ずしも道路費の支辨に對し補助するのでは無く、一般土木費に對し、補助するの趣旨であつて、我等の主張は裏切られてゐる、更に眼を東京市郡界に於ける市部道路の現状に移すときは遺憾の點が少く無い、夫れは郡部所屬の道路は東京府が既

に改良したが市部内のものは未だ改良に手を染めない状態にあるので、折角東京府の執行した工事は無意義不經濟に終つてゐる、是等不合理な點を救済すること丈でも出來たならば二百萬圓を補助するのも決して不得策では無い、併しながら東京府が年來の要求を容れたことは當然とは言ひながら大出來である。

○ ○ ○
北海道に於ける第二次拓殖計畫が確定し、之に關する豫算は五十二議會をパスした、其の内には道路の改良も相當計畫されてあつて、昭和二年度以降二十箇年内に二億二千七百七十九萬千七百七十九圓と言ふ巨額を占めてゐる、此内譯を觀ると殖民原野の幹線たるべき道路及鐵道港灣、其の他重要な地區に連絡する道路三千五百里を新設するものとして九千百十四萬六千餘圓、國道其の他拓殖上重要な既成道路であつて、泥炭地急坂若くは路面狹隘等の爲に車馬の交通不便な箇所七百二十八里を改良し、橋梁を一萬八千餘間架設するものとして七千二十九萬七千餘圓、國道及地方

費道の全線と國費を以て開設した町村道であつて十箇年を経過しないもの、維持修繕費五千四百七十八萬圓、國道地方費道の敷地を調査して境界標を建設し道路敷地を整理する費用十九萬四千餘圓、市町村道改良費補助三百四十九萬八千餘圓、此外驛遞費百三十八萬四千餘圓と渡船費四十八萬餘圓とである。

河川や洪灣に關する豫算が繼續費の形式を以て編制されたのに反し、道路改良費に限つて、同一の形式を採らなかつたのは、政府一般會計に屬する道路改良費豫算と同一であつて、吾人の頗る遺憾とする所であるが、昭和二年度に於て其の全計畫の一部に屬する四百九十九萬四千圓餘を是認したことは、全計畫を是認したことゝ爲るので、北海道拓殖の爲に寔に喜ぶべきことである。

今、政府の一般會計に屬する道路改良費豫算を之と比較して見ると、昭和二年度總豫算額三百五十萬圓で北海道よりは約百五十萬圓少い、又其の基本計畫は三十箇年に二億八千二百八十萬圓を支出するのであつたが、北海道は二十

箇年に二億二千萬圓を支出するのであつて、彼我の懸隔餘り甚しいのに一驚するのである、併しながら北海道の要求額が巨額であると言ふのは無い、政府の一般會計に屬する道路改良費が餘りに少いことを嘆するのである、固より北海道拓殖豫算編制の根本主義が、北海道内に於ける前年度一般會計歳入豫算と、北海道拓殖費を除いた歳出豫算とを比較して其の歳入超過額を標準とすることに在つたにしても、内地も亦之と同一の方針に依つて道路費豫算を編制し得べきものであるに拘はらず、此方針を採らずして豫定計畫に屬する年額一千萬圓を減額したばかりか、地方農村開發の爲に按出された自動車道路助成費をも認めなかつたなどは、政府が道路政策に餘り無關心なことを證明するものである、積極政策を固持する現内閣は是等を比較して、昭和三年度の豫算を編制するの責務がある、既在の道路改良費豫算の基礎計畫を決定し且實現せむとしたのは政友會内閣であつたことに鑑み、昭和三年度の豫算にはせめて豫定年額だけでも支出することを期せねばならぬ。

北海道々路改良費も巨額であるとは言ふものゝ、未だ以て十分でない、唯だ普通の土地を人が通行するだけに取擴けたことに依つて、道路の效用を擧ぐることに思つてゐては間違ひである。近代交通の要求する道路を築造せなければならぬ、夫れには尙多くの不足を告ぐるであらう、適當の機會を得て更に増額することを望むのであるが、由來北海道の土木事業は政黨の爲に利用せられ随分如何はしい起業を起るのであるが、此道路だけに關しては超政黨の立場に於て最も有效に豫算を使用して貰ひ度い。

○ ○

道路並木の保存、いつも八ヶ間敷く論議せらるゝ問題であるが、由緒のある並木を保存することゝ、近代交通の目的に叶つた道路を築造することゝは、往々相衝突する場合がある、此場合に於て兩者を如何にして調和すべきかは六ヶ敷い問題であるが、最近豊橋市の都市計畫道路網の決定に就ても同一の問題が起つた、夫れは新放射道路を造つて之を國道に變更し古い徳川時代を物語る並木のある國道を

捨てやうと言ふ案であつた、此問題に就ては未だ當局の意見が確定しないさうであるが、之を解決するには都市計畫道路網決定の根本義を究めなければならぬ。

都市道路網を決定するの必要ある二つの場合を想像することが出来る、夫れは新都市を建設する場合と、現在都市を發展せしむる目的を以てする場合とであるが、新都市を建設する場合は理想的に街路網を決定することが容易であるに反し、既存の都市を發展せしめ交通を緩和する目的で街路網を決定する場合には、既存道路を斟酌する必要が起つてくるので、問題が煩雜を來すのである、近時都市計畫道路網を按ずるの士が、往々所謂新線選擇主義に傾いてゐることは、果して適當な考へであらうか、新線を選択することはその新線沿に都市を發展せしむる利益のあることや、工事の施行が容易であつて經費も亦比較的低廉であることを力説してゐる、一應の理由はあるが、新道の爲に舊道の效用を半減して兩者を並立せしむることは土地の利用と言ふ大きな眼から打算するときは必ずしも得策では無い

既存道路に代る新線道路の開設に依つて舊道路を廢止する場合、又は既存道路の利用が十分に行はれ既に行き詰つたが爲に新線道路を開設する場合等は格別であるが、然らざる場合に於て無暗に新線を設定することは吾人の採らざる所である。

成るべく舊道路の利用を考へ、若し舊道利用の不得策な場合は舊道の廢止を斷行せよと主張したのである。舊道に由緒のある並木があるから道路としての效用は尠いが舊道を存置しておくと言ふようなやり方は不徹底である、此見地からして叙上豊橋の場合に於ても舊道を利用して新線を開設すべきでなからうか、由緒ある並木でも由緒ある道路に存在してこそ意義を持つことゝ爲るのであつて、東京府馬場大門の榉の並木や、淡路國道の松並木、夫れから日光街道の杉並木、或は宮城縣の狭野の杉並木等が天然紀念物に指定されてゐるが、是等のものも其の古い所在地を離れ、一富豪の庭園に移されたならば指定の價値を減損否な滅失することを疑ない、筆者は必ずしも古物保存論者では

無いが、既存都市發展の爲にする街路網の計畫に當つては、現在道路を如何にして有効に利用せしむべきかと言ふことを研究した上で、新線を選択するの必要があると考へる。

○ ○

モ一 つ都市計畫に就て問題が起つてゐる、夫れは六大都市等が現行都市計畫法の採つた官僚的制度を廢止して呉れと言ふ要求である、現制度に於ては人も知るやうに都市計畫委員會と言ふ機關を設け、都市計畫上必要な事項を調査審議することゝ爲つてゐる、其の地方委員會は道府縣に於かれてあつて、委員會には多數の官吏が配置されてあるが、都市計畫實際の仕事は市に於て調査計畫して、地方委員會所屬の官吏は事實上の調査研究をするのでなく、唯だ委員會の議事事務を整理する位なものである、時に權限を越へて市の都市計畫部を監督するやうな事をするので、却つて都市計畫事業の進捗を阻止するから廢止して呉れと言ふのである。

都市計畫事業は其の都市の發展に備ふる爲に必要な事業

であつて、本來からすれば市が自ら進んで當然爲すべき事業なのである、従つて市が其の事業の執行力に缺けてゐる場合等に於て國家は始めて之に干渉すべきである、然るに我國の都市計畫法は、始めから市の自治權を否認して制定された東京市區改正條例を範として制定したのであるから自ら官僚的に出來上つたのであらうが、市區改正條例の制定を必要とした時代には市の自治作用は今と違つて宜敷くなかつた、市又は市民の利益と爲る事業でも、時に之が執行を怠る場合があつたから行政廳をして都市計畫事業執行の任に方らしめたのである、併し現時は自治行政が發達し市は市民の利福を増進する事業を執行せなければ市の不利益に歸するといふことを十分自覺して來たのであつて、市の事業に對し國家が進んで之に干渉すべきものではなく又其の必要は全くない。

現行都市計畫法は官僚主義に出來た點に於て缺點を有してゐる、都市計畫事業の容易を期するが爲に其の法律の制定を必要とするのである、故に其の必要な範圍に於て立法

し、特別税を認めるとか、或は事業の爲には公用徴収又は公用制限を許容するとかの方法を規定すれば足るのであつて、之が爲に特別の機關を設置する必要がない、或は執行する事業の範圍が廣汎に亘つてゐて關係する所が多いから、是等關係者を會合せしめて所謂衆知の下に計畫するところが、必要或は便利であるとするならば或は地方委員會の設置も亦已むを得ないとしても、之を府縣に置いて官僚的に措置しなければならぬ理由は毫もない、況んや折角設けられた委員會が上に述べた現状なるに於ては一層其の不必要を痛感するのである、一日も早く是等機關に關する勅令を改正して自治權尊重の爲に市の希望を達せしめたい。